安芸高田市例規集データベース更新等業務仕様書

１．目的

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）の構築及び運用に必要な事項を定めるものである。

２．仕様

(1) 基本仕様

ア　LGWAN-ASP 接続及びインターネット接続のいずれの接続方法であってもサービス提供が可能であること。

イ　庁内のネットワーク接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■0　　S：Windows 10 以上

■ブラウザ：Microsoft Edge(Chromium 版)、Google Chrome

(2) 初期構築対象

ア　データベースは、令和８年 11 月１日内容現在の安芸高田市例規集の現行例規(内規を含む。以下同じ。)及び廃止例規、過去例規、過去原議を対象として構築する。各コンテンツの詳細は以下のとおり。

①　現行例規

令和８年 11 月１日内容現在の現行例規（約 1,400 件）に、令和９年１月１日までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築する。

②　廃止例規

令和８年 11 月１日内容現在の廃止された例規（約 600 件）

③　過去例規

平成 17 年５月以降の過去例規（約 1,000 件）

④　過去原議

過去原議（約 3,300 件）

イ　データベースの構築にあたり、資料の提供方法は以下のとおりとする。これらの文字情報から、字下がり体裁やリンク情報等を付加したデータベースを構築すること。

① 現行例規

例規データを本市が提供する。

② 廃止例規

例規データを本市が提供する。

③ 過去例規、過去原議

原議の形（紙又はデータ）で本市が提供する。

(3) 例規システム仕様

ア　例規検索

① 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別･番号、所管部署から検索できる機能

②　施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能

③　原議検索機能

用語、題名、年月日、種別・番号、所管部署から原議を検索できる機能

④　本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

⑤　引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能

⑥　リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能

⑦　原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能

⑧　本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式又は Word 形式でダウンロード、印刷できる機能

⑨　様式出力機能

選択した様式を RTF 形式又は Word 形式でダウンロード、印刷できる機能

⑩　検索結果出力機能

検索条件に合致した例規の一覧をダウンロード、印刷でき、検索結果から、複数の例規本文データを一括してダウンロードすることができる機能

⑪　新旧対照表出力機能

新旧対照表を RTF 形式又は Word 形式でダウンロードできる機能

イ　例規起案・審査

①　条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能

②　法制執務支援機能

例規の各構造に対して、異なる制定・発令形式での改正、順序を無視した改正、改正箇所が特定できない字句の指定等、法制執務上行えない改正作業を防止する機能

③　改正箇所確認機能

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能

④　改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

⑤　新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能。未改正箇所については、省略表示させること。

⑥　原議生成機能

原議を自動生成し、複数施行日の改正、附則での改正、多段改正形式の原議生成に対応する機能

⑦　条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

⑧　原議点検機能

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能

⑨　とけ込ませ点検機能

システムで作成した原議をとけ込ませ、とけ込ませた後の条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

⑩　データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能。一部改正については、とけ込ませ後の条文を見え消し形式及び新旧対照表形式で確認できること。

⑪　とけ込ませ後条文表示機能

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し表示等により、改正箇所を比較強調して表示し、確認できる機能

⑫　原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議を１つに統合）する機能

ウ　例規管理

①　電子出稿機能

外部メール等を利用しなくても、システム上で原議（例規データ更新用原稿）の送信が行える機能

②　出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

③　点検項目設定機能

条文、原議、とけ込ませ点検の際の点検項目を設定できる機能。また、任意の点検用語を設定・管理できる機能

エ　過去例規

議会定例会ごとの内容現在（約3,300件分）に切り替えることができ、用語、題名、体系、年月日（期間の指定を含む）、種別、番号から詳細に検索・閲覧、ダウンロードができる機能。条文中で自例規の他の条項や、他例規の条項、法令の条項を引用している場合は、引用箇所から当該条文にリンクすることができること。

(4) 国内の法規等検索・閲覧・比較機能仕様

ア　全国の地方自治体の例規集データ、法令データ及びモデル例規データを登載すること。

イ　上記登載データの件名又は本文を対象として同時に横断的に検索できること（複数用語指定可能）。

ウ　都道府県及び市町村を指定して検索できること。

エ　指定した例規、指定した条と条文内容が類似している他自治体の例規を検索できること。

オ　検索結果は施行日が新しい順に表示できること。また、他自治体の未施行の例規も検索できること。

カ　検索した他自治体の例規本文を表示できること。また、例規本文は任意の施行時点に切り替えることができること。

キ　他自治体の例規本文をダウンロード及び印刷ができること。

ク　全国の自治体から任意に選択した例規を対象に比較表を自動生成できること。

ケ　例規と法令の比較表（基準省令と基準条例等）を自動生成できること。

コ　モデル例規（税条例等）との比較表を自動生成できること。

サ　比較表は単に条番号や条見出しでの識別ではなく、本文の内容に基づき自動で横並びにして作成できること。また、自動生成した比較表をダウンロードできること。

(5) 法令・判例システム仕様

ア　法令検索システム

①　現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

②　官報掲載法令を検索・閲覧できること。

③　例規システムと同等の各種検索機能（用語、年月日、種別番号）が実現できること。

④　例規システムと同等の本文表示機能（条項目次、条文表示、ダウンロード、印刷）が実現できること。

⑤　法令本文から関連する法令、判例を表示できること。

⑥　法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。

イ　法令改廃情報提供システム

①　法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。

②　法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確

認できること。

③　公布法令の概要（あらまし）を確認できること。

④　制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。

⑤　原則、週 1 回、安芸高田市例規に影響のある法令改廃情報をメール配信すること。その際、所管部署ごとに影響する情報のみを絞り込んで各所管部署に提供できること。

ウ　判例検索システム

①　公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。

②　判例集に記載された判事事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。

③　判例本文から関連する法令を表示できること。

④　更新は週に 1 回実施可能であること。

(6) 法制執務支援サービス

ア　法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ　先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

(7) システム操作のサポート

ア　システム導入後、職員に対し年 1 回以上の操作説明研修会を実施すること。操作研修会の回数については、双方の協議により設定するものとし、本誌の要請に応じて実施するものとする。また、本市の要請に応じ、システム導入前にも操作研修会を実施すること。

イ　操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX 等）を設置すること。

ウ　本市の要請に応じ、システム運用に係る打合せを実施すること。

(8) データ更新

ア　各議会定例会終了後の内容現在で、年 4 回以上のデータ更新作業を行うものとする（最大年 12 回）。

イ　年間の更新件数は、制定例規、被改正例規、廃止例規の合計で、約 300 件程度。

ウ　市は、更新作業にあたり、その間に制定改廃された例規の原議条文及び原議一覧の電子データ（Word）を提供するものとする。

エ　更新に要する期間は、最終原稿を渡してから原則 30 営業日以内とする。

オ　例規更新データとして、以下のコンテンツをデータベースに反映し、納品する。

①　改正内容をとけ込ませた例規条文を施行日単位で作成する（未施行を含む）。

②　改正文言単位で改正履歴を作成し、改正内容を見え消し形式及び新旧対照表形式で参照できるよう構築する。

(9) 例規集 CD-ROM（ホームページ公開用データ）の作成

例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有した HTML データ CD-ROM を年 4 回から 12 回の範囲内で発注者からデータを受領した都度作成すること。また、公開例規を任意に選択できること。

３．保守等について

(1) サービスを提供するためのサーバ機器、ネットワーク機器、負荷分散装置等の全ての機器は受託者が管理し、障害検知等のシステム運用は受託者自らが実施すること。

(2) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。

(3) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。

(4) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

４．納入時期

(1) 「２．仕様 (2)初期構築対象」に示した全てのデータ及び「２．仕様 (3)から(6)まで」に示した全ての機能を満たすデータベースを令和 9 年 3 月末日までに納入すること。

※ 上記データベースの内容現在は令和 8 年 11 月 1 日時点とし、令和 9 年 1 月 1 日までの制定改廃内容の反映は、令和 9 年 3 月 31 日までに行うこと。

以上